

国民健康保険の 手続きを 忘れて いませんか？

例年3月末から4月初めにかけて、住所変更される方や健康保険が変更になる方が多くなります。職場の健康保険と違い、国民健康保険の手続きは自分でしなければなりません。

加入の届け出が遅れると、国民健康保険税は国保加入資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。さらに、保険証がない場合、その間の医療費は全額自己負担になります。

また、脱退の届け出が遅れると、保険料(税)を二重に支払ってしまうこともありますので、必ず14日以内に届け出ましょう。

※1 国民年金の手続きも必要ですので、年金手帳をお持ちください。

▷国保年金課年金係
(内線1255・1256)

※2 事前に市民課で手続きが必要です。詳しくは市民課市民係までお問い合わせください。

▷市民課市民係
(内線1222・1223)

※3 国保加入の手続きは健康保険などの資格喪失日以降になります。事前に届け出されても保険証をすぐに交付できない場合がありますのでご了承ください。

大学などへの 進学が決まったら

国保に加入している方が、大学などへの進学により、平川市から他市町村へ住所を変更する場合は、学生用保険証の手続きが必要です。

転出届を提出したら、①**学生であることが証明できるもの**(在学証明書または学生証)、②**今までの保険証**をお持ちのうえ、届け出をしてください。

■学生用保険証とは

平川市に住所のない方は、原則として平川市の保険証を使うことができません。

しかし、特例として、就学を理由に住所を変更し、平川市にいる扶養義務者が生計を維持している場合は、平川市が発行する学生用保険証を使うことができます。

※学生用保険証を使用できるのは「学生である期間」のみです。

国民健康保険の手続きチェックリスト



他市区町村から転入した
(職場の健康保険などに加入していない場合)※1※2

加入の手続き(必要な物: 他市区町村の転出証明書、身分証明書、マイナンバーのわかるもの)

職場の健康保険などをやめた※1※3

加入の手続き(必要な物: 職場の健康保険などをやめた証明書、マイナンバーのわかるもの)

職場の健康保険などの扶養から外れた※1※3

加入の手続き(必要な物: 職場の健康保険などの扶養から外れた日が記載された証明書、マイナンバーのわかるもの)

他市区町村へ転出する※2

脱退の手続き(必要な物: 保険証、身分証明書、マイナンバーのわかるもの)

職場の健康保険などに加入した

脱退の手続き(必要な物: 国保と職場の両方の保険証、マイナンバーのわかるもの)
※職場の保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもの。

職場の健康保険などの扶養となった

脱退の手続き(必要な物: 国保と職場の両方の保険証、マイナンバーのわかるもの)
※職場の保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもの。

住所・世帯主・氏名が変わった※1※2

その他の手続き(必要な物: 保険証、身分証明書、マイナンバーのわかるもの)

世帯を合併・分離した※2

その他の手続き(必要な物: 保険証、身分証明書、マイナンバーのわかるもの)

大学など進学のために、他市町村へ転出する※2

その他の手続き(必要な物: 保険証、身分証明書、在学証明書、マイナンバーのわかるもの)

保険証をなくした

再発行の手続き(必要な物: 身分証明書、印鑑、マイナンバーのわかるもの)

保険証を破損した

再発行の手続き(必要な物: 破損した保険証、印鑑、マイナンバーのわかるもの)

1つでも該当する方は、本庁舎2階国保年金課または尾上・碓ヶ関総合支所1階市民生活課市民係で手続きをしてください。